

令和 8 年 6 月 8 日

報道機関各位

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

堺市社会福祉協議会が交付した福祉委員会への補助金の使途不明金に係る

損害賠償請求訴訟の和解成立について

社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、堺市から補助を受け、堺市内に 93 ある福祉委員会に対し、「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）補助金」（以下「本件補助金」という。）を支給し、地域福祉活動の育成を支援しています。

令和 6 年 8 月 6 日付けで報道提供した資料でお知らせしたとおり、令和 5 年 1 月に福祉委員会の一つにおいて使途不明金が発生していることが判明し、令和 5 年 7 月 31 日に使途不明金に係る損害賠償請求の調停を申し立てました。その後、令和 6 年 7 月 12 日に不成立となり、令和 6 年 8 月 6 日に当該福祉委員会の元代表者を相手方として大阪地方裁判所堺支部（以下「裁判所」という。）に損害賠償請求訴訟を提起し、審理が進められてきました。

今般、当該訴訟は、裁判所の和解勧告に従って、令和 8 年 6 月 5 日に訴訟上の和解が成立しましたのでお知らせします。

記

(1) 訴訟提起時の損害賠償請求額

15,354,363 円（使途不明金 11,353,863 円及びその遅延損害金 4,000,500 円を合計した額）

※当該福祉委員会への平成 17 年度～令和 4 年度の本件補助金総額は 14,950,000 円

(2) 裁判所の和解勧告を基にした和解条項の主な内容

- ①相手方は社協に対し、本件補助金の使途に関する管理・監督責任として 8,976,137 円を支払う。
- ②社協と相手方は、本和解の成立により本件が解決したことを相互に確認し、互いに誹謗中傷しないことを確約する。
- ③社協は、本和解が成立したことを公表する際には、相手方の住所・氏名を明らかにしない。

(3) 和解に至った経緯

令和 6 年 10 月 1 日の第 1 回期日以降、双方が主張・立証を重ねてきましたが、残存する資料が乏しく、双方の主張は対立したままで進行しました。

このような状況のもと、令和 8 年 4 月 15 日に裁判所から、これまでの主張及び立証状況を踏まえて算定した金額を基に以下のとおり和解勧告がなされました。

- ・本件補助金は堺市から社協に交付される公的資金が原資であることから、早期解決を図るべきであること

- ・相手方の私的使用を認定したものではなく、相手方はあくまでも本件補助金の使途に関する管理・監督責任に基づき社協に 8,976,137 円を支払うこと
- ・社協は本和解が成立したことを公表する際には、相手方の住所・氏名を明らかにしないこと

協議の結果、裁判所の和解勧告の内容を基にした和解条項に双方が同意したことから、令和 8 年 6 月 5 日の期日において、訴訟上の和解が成立しました。

(4) 和解後の対応

和解条項に定められた金額（8,976,137 円）については、和解成立時に相手方から受領済みです。

相手方から受領した額のうち、堺市からの補助相当額を堺市に返還するなどの事務手続を速やかに進め、引き続き「地域のつながりハート事業補助金」の適切な運用に努めます。

【参考】

①福祉委員会について

福祉委員会は小学校区エリアを基本的な単位とし、自治連合会や民生委員児童委員会、老人会、こども会、単位自治会等、地域にある多くの団体が集まって組織されており、昭和 44 年から様々な地域福祉活動を行っている。

②地域のつながりハート事業補助金について

小学校区を基本の単位として地域住民で構成される福祉委員会が、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進を図るための活動を行う際に必要となる費用について補助金を交付（平成 17 年度事業開始）するものである。補助金は、社協が福祉委員会に対し交付しており、1 校区当たりの年間交付上限額は 90 万円である。

補助基準額は、グループ援助活動を年 50 回以上実施で年額 60 万円、30～49 回で年額 50 万円、24～29 回で年額 40 万円、24 回未満で年額 23 万円である。それに加算して、校区ボランティアビューローを年 50 回以上実施で年額 10 万円、50 回未満で年額 5 万円、お元気ですか訪問活動の実施で年額 20 万円である。その他に、1 回限りでお元気ですか訪問活動と校区ボランティアビューローの初年度加算 10 万円がある。

■問い合わせ先

担当課 社会福祉法人堺市社会福祉協議会 地域福祉課
担当者 所、増岡
直 通 072-232-5420 F A X 072-221-7409